

令和4年10月27日開会

第745回むつ市教育委員会

参 考 資 料

報告第1号 1頁

報告第2号 11頁



報告第一号 参考資料



事 務 連 絡  
令和4年10月4日

市内・小中学校長 各位

むつ市教育委員会総務課長

弾道ミサイル発射事案発生時におけるスクールバス対応について(再周知)

標記について、本日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本上空を通過し、太平洋上に落下しました。これを受け、Jアラート(全国瞬時警報システム)によるむつ市防災行政用無線からの国民保護サイレンやエリアメールが発せられました。

今後、同様の事案が発生することが考えられることから、改めて「弾道ミサイル発射事案発生時におけるスクールバス対応マニュアル」をスクールバス運行事業者(以下、「事業者」という。)に通知いたしました。

今後も引き続き、Jアラートによる情報伝達がなされた場合、事業者は、本マニュアルに従い対応することとなりますが、通常運行以外の対応となる場合は、学校からの連絡に従い運行することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、本マニュアルは、今後も事案が発生する度に検討を重ね、改定して参りたいと考えております。運用にあたり不備な点、改善すべき点等がございましたら市教育委員会まで御連絡くださいますようお願いいたします。

【担当】

むつ市教育委員会総務課 畑井  
TEL 22-1111(内線3114)

事務連絡  
令和4年10月4日

スクールバス運行事業者 各位

むつ市教育委員会総務課長

弾道ミサイル発射事案発生時におけるスクールバス対応について(再周知)

標記について、本日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本上空を通過し、太平洋上に落下しました。これを受け、Jアラート(全国瞬時警報システム)によるむつ市防災行政用無線からの国民保護サイレンやエリアメールが発せられました。

今後、同様の事案が発生することが考えられることから、改めて「弾道ミサイル発射事案発生時におけるスクールバス対応マニュアル」を送付いたします。

今後も引き続き、Jアラートによる情報伝達がなされた場合は、本マニュアルに従い御対応くださいますようお願いするとともに、運転手への指導をお願いいたします。

なお、事業者の皆様への連絡については、登下校時間の変更及び休校などの判断を学校で行うことから、学校からの連絡を基本とすることとしております。

本マニュアルは、今後も事案が発生する度に検討を重ね、改定して参りたいと考えております。運用にあたり不備な点、改善すべき点等がございましたら市教育委員会まで御連絡くださいますようお願いいたします。

【担当】

むつ市教育委員会総務課 畑井  
TEL 22-1111(内線3114)

# 《弾道ミサイル発射事案発生時におけるスクールバス対応マニュアル》

平成 29 年 9 月 21 日策定

## ●はじめに

本マニュアルは、弾道ミサイルの発射により全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達が行われた場合のスクールバス運行事業者（以下、「事業者」という。）の対応を定めたものです。

ただし、緊急時においては、本マニュアルどおりに対応できない場合が予想されることから、事業者には、本マニュアルにとらわれず、児童生徒の安全確保を最優先とした臨機応変な対応が求められております。

## 1. <第1報>「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合（待機）

### ①登下校前（スクールバス運行前）の場合

対応： 児童生徒は、自宅待機又は学校待機となるため、スクールバスも運行を待機してください。

### ②登下校中（スクールバス運行中）の場合

対応： 運行を停止し、乗車中の児童生徒の安全を確保してください。

【留意事項】 車はガソリン等に引火する恐れがあるため、車から離れ、近くの建物の中又は地下に避難すること。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ることとされております。

一方、スクールバスの運行路線では、前述の対応が困難なことが予想されますので児童生徒の安全を最優先に臨機応変な対応をお願いいたします。

## 【ケース1】日本に落下する可能性があると判断された場合

## 2. <第2報>「直ちに避難することの呼びかけ」があった場合（避難）

### ①登下校前（スクールバス運行前）の場合

対応： 児童生徒は避難をしていますので、学校からの連絡があるまで待機を継続してください。

### ②登下校中（スクールバス運行中）の場合

対応： 直ちに避難をさせる必要があります。

児童生徒が乗車中の場合は、直ちに車を止め、近くの建物の中又は地下に避難させてください。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守らせるなど児童生徒の安全を確保してください。

【留意事項】 スクールバスの運行路線では、前述の対応が困難なことが予想されますので、児童生徒の安全を最優先に臨機応変な対応をお願いいたします。

### 3. <第3報>「落下場所等についての情報」があった場合（避難を継続）

学校からの連絡があるまで、2の対応を継続してください。

以後のJアラート（続報）への対応については、学校からの連絡に従ってください。

## 【ケース2】日本の上空を通過 及び 【ケース3】日本の領海外の海域に落下した場合

### 4. <第2報>「ミサイル通過情報」又は「落下場所等についての情報」があった場合（待機解除）

#### ①登下校前（スクールバス運行前）の場合

対応： 「ミサイル通過情報」又は「落下場所等についての情報」があった場合は、引き続き屋内に避難する必要はありませんので、通常の運行を行ってください。  
なお、登下校時間の変更や、休校などの特別な対応を取る場合は、学校より連絡をいたします。

#### ②登下校中（スクールバス運行中）の場合

対応： 「ミサイル通過情報」又は「落下場所等についての情報」があった場合は、引き続き屋内に避難する必要はありませんので、運行を再開してください。  
なお、運行時間の変更や、休校などの特別な対応を取る場合は、学校より連絡をいたします。

※ まだ、乗車していない児童生徒がいる場合は、運行を停止した時間分の時差運行となることが予想されます。

※ 休校の場合、乗車中の児童生徒を逆路線で下車させる対応が予想されます。

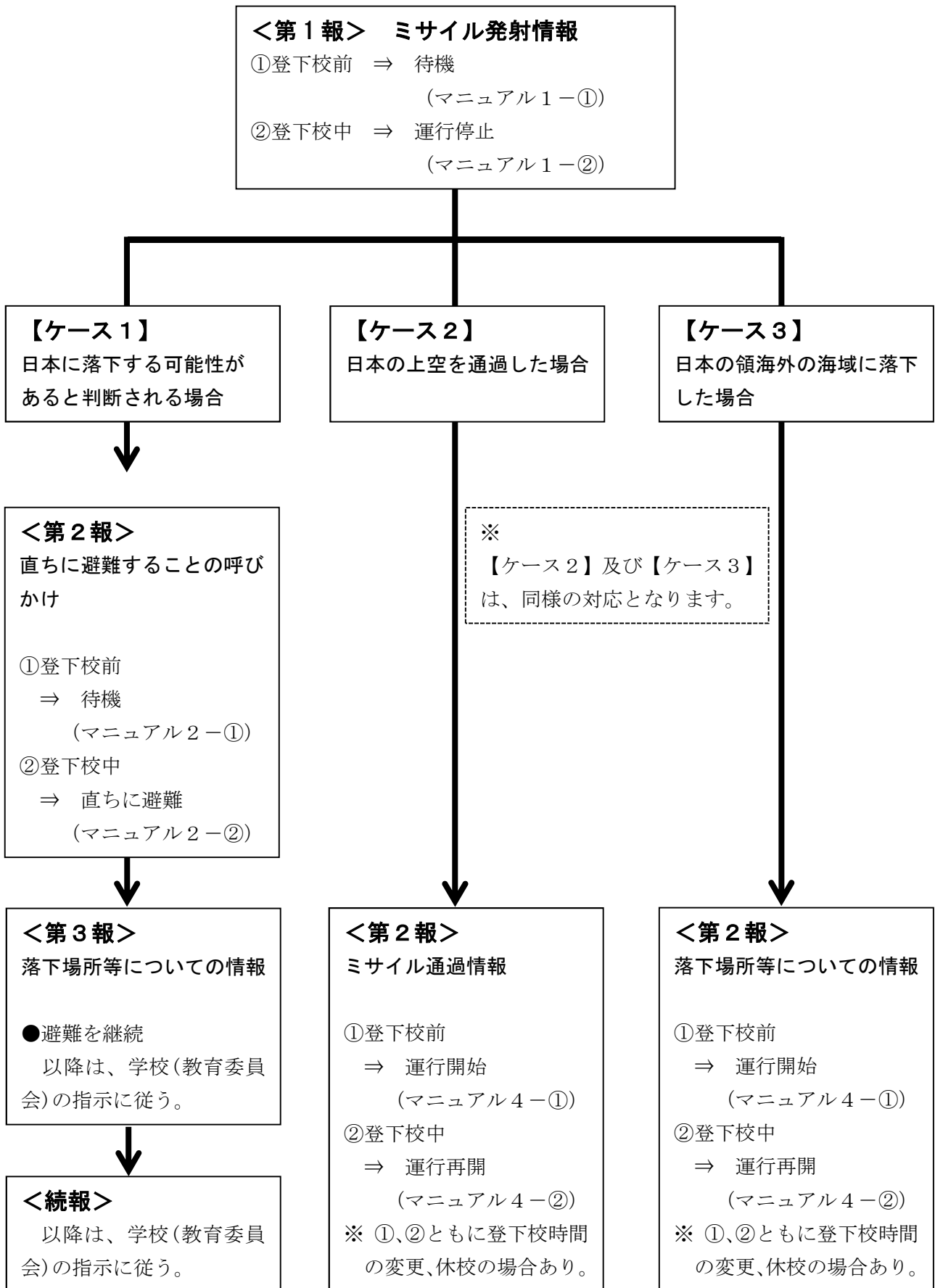
### 5. その他

本マニュアルに定めのない事項については、教育委員会、学校、事業者との協議の上、決定する。



参考資料

弾道ミサイル発射次案発生時におけるスクールバス対応マニュアル フロー図



市内小・中学校長様

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一  
(公印省略)

弾道ミサイル等によるJアラートへの対応について (お願い)

日頃から、当教育委員会の事業や施策に対しましてご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、10月4日早朝、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本上空を通過して太平洋上に落下するという事案が発生しました。これを受け、Jアラート(全国瞬時警報システム)によるむつ市防災行政無線からの国民保護サイレンやエリアメールが発せられました。

当教育委員会からは、令和4年10月4日付む教学第1186号において、児童生徒の安全確保に向けた指導をお願いしたところですが、保護者の皆様にも、児童生徒が在宅しているときの対応やその後の対応について周知する必要があることから、別紙のとおり保護者向け文書を作成いたしました。

各学校におかれましては、内容をご確認のうえ配付するとともに、学校の実情に応じて必要がある場合には、補足文書を添付いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、む教学第1186号の内容について、下記のとおり確認させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

記

1 初期対応

(1)

1) 自宅にいる場合の②について

Jアラートが出された場合、その後の対応について、教育委員会から各学校宛てに電話またはメール配信により連絡させていただきます。各学校では、この連絡の後、メール配信サービス等で各家庭への連絡をお願いします。

※ 児童生徒が自宅にいる場合は、学校からの指示の有無にかかわらず自宅で待機することになります。

3) 登下校中の場合の①について

「できるだけ頑丈な建物の中に避難する。万が一、建物への避難が間に合わない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。」

としています。

その後については、防災行政用無線等により安全が確認できた場合には、登校中であればそのまま学校へ、下校時にはまっすぐ帰宅するようご指導をお願いします。

市内児童生徒保護者 各位

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一  
(公印省略)

### 弾道ミサイル等によるJアラートへの対応について

日頃から、当教育委員会の事業や施策に対しましてご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。  
さて、令和4年10月4日早朝、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本上空を通過し、太平洋上に落下するとの事案が発生いたしました。これを受け、Jアラート（全国瞬時警報システム）によるむつ市防災行政用無線からの国民保護サイレンやエリアメールが発せられました。  
今後も同様の事案が発生することが考えられることから、お子様の命と安全を守るため、下記の内容について確認いただき、ご家庭においてもご指導くださるようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 休日等、家庭や地域で過ごしている場合

(1) 保護者の判断で避難行動をとります。保護者がいない場合は、以下の基本行動をとります。

#### 【基本行動】

- ア) 屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
- イ) 屋外にいる場合は、建物の中に避難する。万が一、近くに建物がない場合、または、建物への避難が間に合わない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ウ) テレビ等で最新の情報を得る。

#### 2 登校日の朝等、自宅にいる場合

- (1) 学校からの連絡の有無にかかわらず、自宅で待機し、基本行動ア)ウ)をとります。  
**その後、学校からのメール配信等による連絡を待ち、その指示に従って行動します。**  
(2) **自宅に待機している児童生徒の保護者は、自宅にいることを学校へ連絡願います。**

#### 3 登下校中の場合

- (1) 基本行動イ)屋外にいる場合の行動をとります。  
(2) むつ市防災行政用無線等により安全が確認できた場合は、登校中であればそのまま学校へ、下校時にはまっすぐ帰宅することとします。

#### 4 その他

- (1) すでに登校している児童生徒については、危機管理マニュアルに沿って、教員の指示により安全確保を図ります。  
(2) 学校では、教育委員会からの指示や協議のうえ、その後の対応についてメール配信等により各家庭に連絡をします。  
(3) 必要に応じて、保護者への引き渡し等を行うことがあります。



報告第二号 参考資料



小中学校校長各位

むつ市教育委員会  
教育長 阿部謙一  
(公印省略)

### 感染状況を踏まえた今後の感染対策について

このことについて、昨今の感染状況や感染対策に対する考え方が変化しており、子どもたちの限りある学校生活を充実させるために、マスクの着用等について下記のとおりお知らせいたします。子どもたちの健全育成と健康上の観点にご留意いただき、きめ細やかなご対応についてお願いいたします。

### 記

#### 1. マスクの着用及び換気について

##### (1) マスクが不要な場面

- ・登下校(スクールバス乗車時は着用)
- ・黒板等同じ方向を向いて行う授業
- ・体育の授業
- ・給食時間(飛沫感染に留意しつつ)
- ・朝自習、休み時間、清掃等において会話をほとんど行わない場面
- ・運動部活動

##### (2) マスクが必要な場面

- ・近距離で対面形式となるグループワーク等
- ・アクティブラーニング等で議論しながら進める授業
- ・音楽において、十分な距離が取れない場合の合唱やリコーダー等の演奏  
※十分な距離が確保でき、一方向を向いての合唱や演奏は不要

##### (3) 換気の徹底について

- ・屋内においては、十分な換気を徹底すること。  
(例)教室の四隅のドア、窓を10cm程度開け、常時換気ができている状態にする。  
休み時間ごとに、2分程度教室の窓を全開にする。

#### 2. 学校生活における基本的な感染対策

基本的な感染対策はこれまでどおりとする。

- ・身体的距離の確保や手洗い・咳エチケットの励行。
- ・児童生徒又は教職員本人に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で静養させる。
- ・健康観察票等の活用により、児童生徒の健康状態を把握する。
- ・給食は黙食とはしない(大きな声は出さない)。

以上

#### 【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ  
TEL 22-1111(内線3110)